

定額給付金の申請受付

定額給付金の申請受付を4月6日(月)から行っています。
申請の際には次の書類を併せて提出してください。

- 定額給付金申請書
- 身分証明書のコピー(免許証、旅券、住民基本台帳カード、保険証、年金手帳等のいずれかのコピー)
- 振込先口座の通帳のコピー(口座番号及び名義が記載されていること)

詳細については、申請書に同封した留意事項を参照ください。

▼問い合わせ先 総務課 定額給付金担当 ☎(56) 9180

定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の問い合わせにご注意を

● 「定額給付金」に関して

- 町や総務省などがATM(銀行・コンビニ)などの現金自動預払機)の操作をお願ひすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 町や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めるとは絶対にありません。
- 申請書提出前に、町や総務省などが住民の皆様の世帯構成や銀行の口座番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。
- (自宅や職場などに町や総務省)の職員)などをかかった電話がかかってくる場合は、迷わず、役場や下野警察署(又は警察相談電話)☎(9110)に、ご連絡ください。

▼問い合わせ先

総務課 定額給付金担当 ☎(56) 9180
下野警察署 生活安全課 ☎(52) 0110

● 住民の皆様へお願い

農地や宅地に面した町道等の路肩部分の雑草につきましては、日頃より除草剤の散布や草刈り等の協力をいただき誠にありがとうございます。ご理解をお願いします。お陰を持ちまして、見通しの悪い道路等も少なく管理が行き届いています。しかし、除草剤散布を行うことにより路肩が崩れやすいことや、崩れたことによりアスファルト舗装の端部が壊れやすくなることも事実です。実際、昨年8月のゲリラ豪雨により、道路まで冠水した箇所については、雑草が無いために路肩全てが崩壊したところもあり、通行に支障を来す路線もありました。併せて、管理する町も補修箇所が増えて困っているのが現状です。

そこで住民の皆様方へお願いが、あります。日頃協力をいただいておりますのは心苦しいことではありますが、道路のアスファルト舗装の寿命期間の延命と路肩崩壊を防止するためにも、「薬剤散布では無く、草刈り」として協力いただけますよう、ご理解をお願いします。特に農地が道路より低い場合などは、お手数でもお願いできればと思います。

▼問い合わせ先

都市建設課 管理係 ☎(56) 9146
土木係 ☎(56) 9147

あき地の雑草について

あき地を放置していると雑草が生い茂り、「道路の見通しが悪くなる」「害虫が発生する」など環境悪化の原因になります。特に夏場は草が伸びやすくなり、今の時期からの早めの手入れが必要になってきます。土地をお持ちの方は、定期的な除草管理作業をお願いします。

なお、雑草の草刈りのような作業は、造園業者やシルバー人材センターなどに依頼することもひとつの方法です。

【参考】

「土地・建物」や「あき地」を清潔にしておくことは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「上三川町環境保全条例」で定められています。

▼問い合わせ先 住民生活課 生活環境係 ☎(56) 9131



新型インフルエンザに関する相談について

流行地への渡航歴等があり、38℃以上の急な発熱や咳などインフルエンザのような症状がある場合は、発熱外来や医療機関を受診する前に発熱電話相談センターへ相談ください。

新型インフルエンザ発熱相談センター及び相談窓口

◎栃木県南発熱電話相談センター
(栃木県南健康福祉センター内)

午前8時30分～午後5時30分

☎ 0285(22)1219

FAX 0285(22)8403

夜間ダイヤル

午後5時30分～午前8時30分

☎ 080(2073)4497

◎栃木県立東南第一発熱外来診療所
(平成21年5月26日設置)

(栃木県南健康福祉センター内)

◎上三川町健康福祉課相談窓口

午前8時30分～午後5時30分

☎ 0285(56)9132

FAX 0285(56)7493

※こちらの情報は、5月25日現在のものになります。



新型インフルエンザ対策について ～かからないために、広めないために～

◎自分を守るために・・・

予防の基本は、『手洗い』と『うがい』です。帰宅後や食事の前などに必ず行いましょう。

手洗い・うがいても、最低15秒、しっかりと行いましょう。

◎人にうつさないために・・・

『せきエチケット』を心がけましょう。

- ・せき、くしゃみが出るときは、マスクをつけましょう。
- ・せき、くしゃみの際は、口と鼻をハンカチなどで押さえ、他の人から顔をそむけましょう。
- ・せき、くしゃみを手で押さえた後や鼻をかんだ後は、すぐに手を洗いましょう。
- ・鼻汁、痰などを含んだティッシュはそのままゴミ箱へ捨てずに、ビニール袋などに包んで捨てるか、フタ付きのゴミ箱へ捨てましょう。

正しい手洗いの方法



まず手指を流水でぬらす

石けん液をとり出す

手の平と手の平をこすり、よく泡立てる

手の甲をもう片方の手の平でこする(両手)

指を組んで両手の指の間をこする



親指をもう片方の手で包みこする(両手)



指先でもう片方の手の平をこする(両手)



必要な場合は、爪ブラシを使って指先を洗う



両手首まで洗いこする



流水でよくすすぐ

情報提供:サラヤ(株)

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

◆期間＝6月28日(日)～7月4日(土)

◆時間＝午前8時30分～午後7時まで

(土・日は、午前10時～午後5時まで)

◆実施機関＝宇都宮地方法務局 栃木県人権擁護委員会連合会

◆問い合わせ先＝

「こどもの人権110番」全国共通番号(フリーダイヤル)0120(007)110

